

富田林市要綱第98号

富田林市がけ地防災工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号により市長が管理する道路（以下「市道」という。）を適切に維持管理するために、がけ崩れの発生が予想されるがけやがけ崩れが発生し二次災害の危険が予想されるがけに対し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。）に基づき、当該補助金の交付の申請、決定等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 この要綱の規定に基づき、市長が交付する補助金をいう。
- (2) がけ 擁壁の設置及び切土又は盛土により人工的に形成されたがけをいう。
- (3) がけ崩れ がけにおける土砂の崩壊及び流出による災害をいう。
- (4) 申請者 この要綱の規定に基づき、補助金の交付の申請を行う土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 防災工事 がけ崩れ災害を未然に防ぐために申請者が行う工事又はがけ崩れ発生箇所に対し申請者が行う工事をいう。
- (6) 改善要請 市長が、がけ崩れによる災害が発生するおそれのあるがけや、がけ崩れが発生し二次災害の危険性が予想されるがけの申請者に対して改善対策の実施を求める行為をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる防災工事が行われる土地（以下「工事区域」という。）は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市市内であること。
- (2) 市道に面していること。
- (3) 建築物が建築されている場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地を原則とし、ただし、敷地の判断が難しい場合は、その土地利用の態様から

市長が判断する。

2 補助対象となる防災工事（以下「工事」という。）は、次に掲げる要件を満たすがけに対して行われるものでなければならない。

- (1) 市道に面する部分であること。
- (2) 高さが2メートルを超えるものであり、かつ、築造後10年以上のものであること。
- (3) 老朽化その他の理由により、市長が、緊急に工事の必要があると認めるものであること。

(対象除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助の対象から除く。

- (1) 営利を目的とする不動産事業の用に供する土地
- (2) 既設擁壁の増積み部分
- (3) この要綱に基づき市長が行った指示に違反していると認められる土地

(補助対象者)

第5条 この要綱による補助を受けようとする申請者は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 工事区域の所有者、管理者又は占有者であること。この場合において、管理者又は占有者の場合は、工事区域の所有者から、工事の施行について同意を得ていること。
- (2) 改善要請を受けていること。
- (3) 工事区域の土地の所有者は、個人であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、工事の対象となる費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1以内又は次の表に定めた金額で算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、200万円を限度とする。

補助対象となる防災工事で整備する擁壁の垂直投影面積1平方メートル当り	40,000円
------------------------------------	---------

2 前項の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 申請者は、あらかじめ富田林市がけ地防災工事事前協議申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、補助対象と

なる内容について協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請者に対し改善要請（様式第2号）を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第1項の規定による協議が整った申請者は、工事を施行する前に、富田林市がけ地防災工事補助金交付申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、改善要請を受けた日から原則として1年以内に行わなければならない。

- 3 第1項の申請は、一つの建築敷地につき、一つとする。ただし、建築敷地以外の場合においては、その土地利用の態様から市長が判断する。

- 4 第1項の申請は、既に当該補助金の交付を受けて工事が施行された土地については、これをすることができない。

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し富田林市がけ地防災工事補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 2 申請者は、前項の決定を受ける前に、工事に着手してはならない。ただし、市長が緊急に工事を要すると認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項に規定する緊急に工事を要すると認める場合は、富田林市がけ地防災工事補助金交付決定前着手承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは富田林市がけ地防災工事補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が工事に着手したときは、当該工事の契約を行った旨を示す書類を添えて、速やかにその旨を、富田林市がけ地防災工事着手届（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

（工事の変更及び廃止）

第 1 1 条 補助事業者は、交付申請内容を変更しようとするときは富田林市がけ地防災工事補助金交付変更申請書兼富田林市がけ地防災工事計画変更承認申請書（様式第 8 号）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合は、富田林市がけ地防災工事計画変更届（様式第 9 号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは富田林市がけ地防災工事補助金交付変更決定通知書兼富田林市がけ地防災工事計画変更承認通知書（様式第 1 0 号）により、補助事業者に通知を行うものとする。この場合において、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。また必要と認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、前項に規定する審査の結果、変更を認めないときは補助事業者に対し富田林市がけ地防災工事補助金交付変更不決定通知書兼富田林市がけ地防災工事計画変更不承認通知書（様式第 1 1 号）により通知するものとする。

4 補助事業者は、工事を廃止しようとするときは、あらかじめ富田林市がけ地防災工事廃止届（様式第 1 2 号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該工事に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

（実績報告）

第 1 2 条 補助事業者は、工事を完了したときは速やかに富田林市がけ地防災工事实績報告書（様式第 1 3 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の適切な工事の施行の確認のため、現地検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による実績報告書等を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、工事が適正に行われたと認めるときは、富田林市がけ地防災工事補助金額確定通知書（様式第 1 4 号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 4 条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、富田林市がけ地防災工事補助金交付請求書（様式第 1 5 号）に市長が必要と認め

る書類を添えて、市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(2) 規則第11条各号のいずれかに該当するとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富田林市がけ地防災工事補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により、その決定及びその理由を、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、速やかに補助金の返還を求め、これに応じない場合は、富田林市がけ地防災工事補助金返還命令書(様式第17号)により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する延滞金の額の計算について、これらに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(擁壁等の維持管理)

第19条 工事完了後の擁壁等の維持管理は、工事区域の補助事業者が適正に行わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第20条 補助事業者は、その権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、補助事業者の相続人その他の一般承継人については、市長の承認を受け、その権利を承継することができる。

(補助事業者に対する指導等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、工事の施行状況に関し、補助事業者又は当該工事を施行する者から報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告の内容が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って工事が施行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(その他事項)

第22条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(検討)

第2条 市長は、この要綱の施行後3年を目途として、この要綱の施行の状況を勘案し検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。